第十二条第二項中「充分な」を「十分な」に、「引渡」を「引渡し」に改め、同条第三項中「外」を「ほか」に改め、同条第四項中「よる引渡」を「よる引渡し」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「引渡」を「引渡し」に改める。

第十三条中「又は検証」の下に「（検証状の執行を含む。）」を加える。

（日国連裁判権議定書刑事特別法の一部改正）

第十七条　日国連裁判権議定書刑事特別法の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「引渡」を「引渡し」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、刑事訴訟法第二百一条の二第二項の規定による逮捕状に代わるものの交付があつたときは、当該逮捕状に代わるものを示して、その引渡しを受けることができる。

第四条第二項中「充分な」を「十分な」に、「引渡」を「引渡し」に改め、同条第三項中「外」を「ほか」に改め、同条第四項中「よる引渡」を「よる引渡し」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「引渡」を「引渡し」に改める。

第五条中「又は検証」の下に「（検証状の執行を含む。）」を加える。

（交通事件即決裁判手続法の一部改正）

第十八条　交通事件即決裁判手続法（昭和二十九年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「取下」を「取下げ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　即決裁判が効力を失つたときは、刑事訴訟法第三百四十五条の二の規定による決定及び同法第三百四十五条の三において読み替えて準用する同法第三百四十二条の八第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による決定に係る勾留状は、その効力を失う。

第十五条第一項中「附随」を「付随」に改め、同条第二項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「第四百九十条」の下に「、第四百九十二条の二」を加える。

（日国連地位協定刑事特別法の一部改正）

第十九条　日国連地位協定刑事特別法の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「引渡」を「引渡し」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、刑事訴訟法第二百一条の二第二項の規定による逮捕状に代わるものの交付があつたときは、当該逮捕状に代わるものを示して、その引渡しを受けることができる。

第四条第二項中「充分な」を「十分な」に、「引渡」を「引渡し」に改め、同条第三項中「外」を「ほか」に改め、同条第四項中「よる引渡」を「よる引渡し」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「引渡」を「引渡し」に改める。

第五条中「又は検証」の下に「（検証状の執行を含む。）」を加える。

（国際捜査共助等に関する法律の一部改正）

第二十条　国際捜査共助等に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条」を「第二十五条」に改める。

第二十六条を削る。

（不正競争防止法の一部改正）

第二十一条　不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条に次の一項を加える。

２　刑事訴訟法第二百七十一条の二第四項の規定による措置がとられた場合（当該措置に係る個人特定事項（同法第二百一条の二第一項に規定する個人特定事項をいう。以下この項において同じ。）の全部について同法第二百七十一条の五第一項の決定があった場合を除く。）における前項後段の規定の適用については、同項後段中「起訴状」とあるのは、当該措置に係る個人特定事項の一部について同法第二百七十一条の五第一項の決定があった場合にあっては「起訴状抄本等（同法第二百七十一条の二第二項に規定する起訴状抄本等をいう。）及び同法第二百七十一条の五第四項に規定する書面」と、それ以外の場合にあっては「起訴状抄本等（同法第二百七十一条の二第二項に規定する起訴状抄本等をいう。）」とする。

（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正）

第二十二条　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号。以下「犯罪被害者等保護法」という。）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条」を「第二十三条」に、「第二十三条―第二十八条」を「第二十四条―第二十九条」に、「第二十九条―第三十二条」を「第三十条―第三十三条」に、「第三十三条―第三十七条」を「第三十四条―第三十八条」に、「第三十八条」を「第三十九条・第四十条」に、「第四十条―第四十二条」を「第四十一条―第四十三条」に、「第四十三条―第四十五条」に改める。

第四十三条を第四十五条とする。

第四十二条第二項中「第三十三条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条第三項中「第三十四条第一項（第三十八条第四項）」を「第三十五条第一項（第三十九条第四項）」に改め、同条を第四十四条とし、第四十一条を第四十三条とする。

第四十条の表第百三十三条の二第二項の項中「第三十四条第二項」を「第三十五条第二項」に、「第三十五条第一項」を「第三十六条第一項」に、「第四十条」を「第四十一条」に改め、第七章第五節中第四十条を第四十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（個人特定事項の秘匿）

第四十二条　裁判所は、刑事被告事件の手続において刑事訴訟法第二百七十一条の二第四項の規定による措置をとった場合において、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが同条第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であって、相当と認めるときは、損害賠償命令事件に関する手続において、前条において準用する民事訴訟法第百三十三条第二項に規定する秘匿事項のほか、当該個人特定事項について、決定で、その全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができる。刑事被告事件の手続において刑事訴訟法第三百十二条の二第三項の規定による措置をとった場合において、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが同法第二百七十一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であって、相当と認めるときも、同様とする。

２　民事訴訟法第百三十三条第五項の規定は、前項の決定をする場合について準用する。この場合において、同条第五項中「当該秘匿決定」とあるのは「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第四十二条第一項の決定」と、「当該秘匿対象者の住所又は氏名」とあるのは「当該決定に係る個人特定事項」と、「当該事件並びにその事件」とあるのは「損害賠償命令事件（同法第三十五条第二項に規定する損害賠償命令事件をいう。）に関する手続並びにその手続」と読み替えるものとする。

３　第一項の決定があった場合における第二十五条及び第三十五条第一項（第三十九条第四項において準用する場合を含む。第五項において同じ。）の規定の適用については、これらの規定中「書面を」とあるのは、「書面中第四十二条第一項の決定に係る個人特定事項が記載された部分について、当該個人特定事項に代えて同条第二項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条第五項前段の規定により定めた事項を記載した書面を」とする。

４　民事訴訟法第百三十三条の二第二項及び第百三十三条の四（第四項第二号を除く。）の規定は、第一項の決定があった場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十三条の二第二項	申立てにより、決定で	訴訟記録等中秘匿事項届出部分以外のものであつて秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項
	決定で	損害賠償命令事件（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第三十五条第二項に規定する損害賠償命令事件をいう。）の記録（同法第三十六条第一項に規定する刑事関係記録に係る部分を除く。）又は同法第四十一条において準用する第百三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録（第百三十三条の四第一項及び第二項において「損害賠償命令事件の記録等」という。）中同法第四十二条第一項の決定（第百三十三条の四第一項第一号において「秘匿決定」という。）に係る個人特定事項